

議論の出発点（国立大学法人戦略的経営実現会議「～社会変革を駆動する真の経営体へ～」における財務会計制度への提言）

（産業界目線からも理解しやすい財務諸表等）

社会変革の駆動力として成長し続ける戦略的な大学経営への転換を目指す国立大学法人は、国の負託に応える責任のみならず、多様なステークホルダーに対する責任をも持ち併せている。一方で、現行の国立大学法人会計基準及びそれに基づいた財務諸表は、多様なステークホルダーへの説明責任を果たすための道具としては、例えば経営協議会の外部委員等からも損益均衡の概念や損益外処理など、分かりにくい概念が多く、適切な助言がし難いといった懸念が示されている。このため、国は、損益外の情報を含めた表記の工夫を行うとともに非財務情報と統合させた財務情報の開示の在り方を見直すなど、**国以外の多様なステークホルダーへの説明責任の改善を図ることが必要である。**

（戦略的な目的積立金等への見直し）

現在、資金を積み立てて活用できる仕組みとして、目的積立金制度があるが、これは財務諸表の承認後に承認される仕組みであり、承認されるまでの間は大学側に不安感があるとともに、特に大学自らが獲得した財源についても、その資金留保の確実性が担保されないことに対する懸念が示されている。したがって、**国は、国立大学法人自らの判断で戦略的に積立てができる内部留保の仕組みを作るとともに、法人が自ら獲得した多様な財源を、戦略的に次期中期目標期間に繰り越すことができるよう、目的積立金の見直しを行うべきである。**このように、国は、社会や市場との対話を通じて新たな投資を呼び込み、資金循環を駆動させることで、**経済社会システムを変革することが期待される国立大学法人に相応しい会計制度・会計基準の在り方について、検討することが急務である。**

現在までの本検討会議における会計基準の改正の検討状況の整理

【理解をしやすくするために】

- ①損益均衡会計
 - ・資産見返負債の廃止
 - ・負債受けの処理の廃止
- ②損益外処理
 - ・損益外の情報を、P Lの中にもめるか、P L注記とする
(フルコストの見える化・業務実施コスト計算書の廃止)
- ③科研費
 - ・従来附属明細での開示だったのが、P L本体で欄外注記を行う

【内部留保の仕組みの導入】

- 預金の特定化により、目的積立金以外の留保の道を構築する。
- ※目的積立金制度は議論の対象外



さらにわかりやすくするための提案

提案1

「費用⇒収益」の順を
「収益⇒費用」と変更する

提案2

科研費収支を
「決算報告書」に入れる

産業界目線でわかりやすくするための提言

(提案1) 損益の表示方法の入れ替え

わかりやすさの改善のため、「費用⇒収益」の現行の表示方法から「収益⇒費用」の表示方法に変更する必要があるのではないか。

(現行基準の考え方) 国大実務指針QA63-1
「国立大学法人等においては、相当程度の自己収入が見込まれるものの、独立採算を前提とせず、業務運営の財源を主に運営費交付金に依存すること、また、法人間における比較可能性の確保の観点から、**企業会計における損益計算書のように、「経常収益、経常費用」の順に記載することは認められない。**」

○従来の国立大学法人では独立行政法人同様、コストの情報が重要であり、そのコストをどのような財源で賄っているのかという、公会計の考え方で損益計算書の順番が決まっていた。

○現在の国立大学では、「**経営体**」の**マネジメント**が求められ、財源の多様化が求められている。**まず、財源を見える化し、その財源でコストをどう使っているかという発想の転換**が求められるのではないか。

○今回、資産見返負債が廃止され、費用を収益に対応させる項目は減少し、収益に費用に対応させる企業のPLの考え方でも支障ない。

(提案2) 決算報告書 (資金収支情報の充実)

議論の結果、損益計算書上は科研費に注記する方向性となった。
「決算報告書」上に科研費情報を加味し大学の財政規模を示し、利害関係者に向けての財務情報として改めて位置づけるべきではないか。

(現行基準の考え方) 準用通則法第38条
毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、(中略)
前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに主務省令で定めるところにより作成した当該事業年度の事業報告書及び**予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監査報告を添付**(略)

○従来までの**決算報告書は財務諸表の外**にあり、特段の基準がないまま、会計監査の対象になっていた。

○科研費情報を加味した大学の適正規模を示すことが損益計算書で難しいことから、今後、**決算報告書という収支情報を重要な財務情報として位置づけ、ステークホルダーへ説明ができる環境を整備すべき。**

⇒これらの改正により、今回の改正を「更に」当初の趣旨にあった方向性に変えることができるのではないか。